

八王子市立元八王子小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。また、いじめであるかにかかわらず、児童が悲しんでいた、苦しんでいた場合は、早期発見、即日解決を原則とする。

2 主な取組

(1) いじめ対策委員会の充実

- ① 1週間に一度定期的開催する。また、事案発生時は、臨時的に開催し、即日対応を原則とする。
- ② 迅速な情報共有と、対応策の決定、また、組織的な対応を徹底する。

(2) 道徳教育等の充実

- ① 特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② ソーシャルスキルトレーニング・体験的な活動など、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(3) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「ふれあい月間」(6・11・2月)を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- ② 家庭訪問週間、個人面談週間を設け、必要に応じて保護者のみならず担任等と児童の二者面談を実施する。
- ③ 5年生全員面談や状況に応じた個別面談などスクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① SNSノートを活用して、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への情報発信を強化する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題ある書き込みに対して迅速な対応を図る。
- ③ セーフティ教室で警察からのインターネットを通じたいじめについての指導を実施する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認・指導・事後確認を保護者と連携しながら徹底して行う。
- (2) 「いじめ対策委員会」において事実に基づく関連情報を共有し、迅速且つ組織的にその解決にあたる。
〔構成メンバー〕 校長、副校長、生活指導主任、各学年から1名、養護教諭、スクールカウンセラー
※1週間に1回定例会議を開き、市のいじめ対策フローチャートに則り、いじめの有無や状況を確認する。
また、未然防止策を検討すると共に、いじめの認知、対応策等を迅速且つ組織的に行う。
- (3) 児童の人格の成長を旨として、いじめを受けた児童を守り、その保護者に対する支援を行う。
- (4) 児童の人格の成長を旨として、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 市のいじめ対策フローチャートに則り、教育委員会への連絡・報告・相談を迅速に行うと共に、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を迅速且つ具体的に行う。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて迅速且つ徹底した対応を図る。

5 「学校いじめ防止基本方針」を見直すためのプロセス

- (1) 学校評価で記載があった場合には、職員会議の議題として扱い、見直す必要があれば内容を検討する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」に限らず、元八小でのいじめに関する取り組みについて、学校運営協議会の議題として取り上げ、見直す必要があれば、内容を検討する。
- (3) いじめ対策委員会において、議題として扱い、見直す必要があれば内容を検討する。